

## 第18回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年2月24日（月）14:00～16:10

2. 場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、翁百合、  
佐久間総一郎、松村敏弘、森下竜一

（専門委員）小林三喜雄、圓尾雅則、川本明、久保利英明

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官

（関係団体）一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人信託協会、  
都銀懇話会

（公正取引委員会）経済取引局 品川企業結合課長

経済取引局 企業結合課 一色企業結合調査官

（法務省）民事局 野口商事課長

民事局 中辻参事官

（経済産業省）経済産業政策局 佐々木産業資金課長

4. 議題：

（開会）

1. 公正取引委員会、事業者からのヒアリング

「一般集中規制の見直し」

2. 法務省、事業者、経済産業省からのヒアリング

「動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善」

（閉会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻になりましたので、規制改革会議第18回創業・IT等ワーキング・グループを開催させていただきたいと思っております。

皆様方には御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、稲田大臣に14時30分頃から御出席いただく予定でございます。

本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室次長の大川でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループにおきまし

ては、議事概要を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は、安念座長にお願いいたしたいと存じます。座長、よろしく願います。

○安念座長 どうもありがとうございます。

それでは、早速議題に入ります。第1の議題は「一般集中規制の見直し」であります。関係者に御入室いただいでください。

(公正取引委員会、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人信託協会入室)

○安念座長 どうも皆様、お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。一般集中規制についての議論でございます。

早速でございますが、まず公正取引委員会から御説明いただけますでしょうか。よろしく願います。

○公正取引委員会（品川企業結合課長） 公正取引委員会事務総局の企業結合課長をしております、品川でございます。本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。「一般集中規制の概要」でございます。

1 ページ「企業結合規制の概要」から話を始めさせていただきます。

公正取引委員会は御存じのとおり、カルテル、談合といった違反行為の取締りをやっている役所でございますけれども、それと合わせまして、企業結合規制というのをやっております。この企業結合規制といいますのは、株式の保有や取得、合併あるいは役員の兼任といった企業が結合する行為につきまして、一定の規制を行っているものでありまして、競争制限的な市場構造ができる。あるいはそういったことによって、日本における公正かつ自由な競争の維持促進を図るといった目的で設けられておりまして、違反行為の取締りと並んで重要な役割を果たす規定でございます。

その規制は大きく2つに分かれておりまして、一つは市場集中規制、もう一つが今回問題となっております一般集中規制でございます。

市場集中規制と申しますのは、一定の取引分野や市場というものを画定いたしまして、その市場における競争が株式の取得や所有、役員兼任等々によりまして、ゆがめられるというのを規制するルールでございます。

もう一つの一般集中規制といいますのは、一定の取引分野がどうこうということは直接関係ございませんで、株式の取得や所有などによって事業支配力というようなものが集中をするような会社になることを禁止しているという規定でございます。それが9条。

もう一つが11条でございます。これは金融機関による株式の保有制限でございます。銀行等によりまして、他の国内の会社の5%を超える議決権の取得保有を禁止しているというのが11条でございます。

一般集中規制の趣旨といいますのは、先ほど申し上げたように、一定の取引分野、市場

における競争制限を問題にするものではありませんで、国民経済全体における特定の企業グループへの経済力の集中を防止しようというものでございます。

3 ページ、9 条による規制の概要でございます。

規制の趣旨でございますけれども、これは先ほど申し上げたような、株式の取得・保有によりまして、事業支配力が過度に集中する企業グループが形成されることによりまして、総合的な事業能力の格差、相互取引あるいは排他的な取引関係といったようなものができることによって、市場メカニズムの機能が妨げられて競争にゆがみが生じるというようなことを防止しようというものでございます。

規制の対象といたしましては法律に規定がございまして、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、あるいはそういう会社になることを禁止しております。事業支配力が過度に集中することとは何かということでございますが、これは法律に定義がございまして、3 つの類型を上げております。

1 つは、総合的な事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きい。もう一つが、資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響が著しく大きい。3 つ目が、相互に関連性のある相当数の事業分野において、それぞれ有力な地位を占めている。こういう会社グループができる。それによって国民経済に大きな影響を及ぼして、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなるというのが、その事業支配力が過度に集中することであるというのが法律上の定義となっております。

ただ、この法律上の定義だけでは何のことかわかりませんので、1 ページおめくりいただきまして、公正取引委員会でガイドラインを作成いたしております。これによって中身の明確化を図っているものでございます。なお、このガイドラインを最初に作りますときには、国会の方で御審議をいただいた際に判断基準を明確なものにして、予見可能性を高めるようにという強い要望がございましたので、これを踏まえまして、かなり形式を重視したガイドラインになっているということがございます。

ただ、ガイドラインに形式上該当する場合に、これが直ちに9条3項に違反するののかということにつきましては、形式上該当するのであれば、そこは法律の要件に立ち返って国民経済への影響や公正かつ自由な競争への影響というものを判断して、最終的に9条3項に該当するかどうかを判断することになると考えております。

具体的には、先ほど申し上げた法律上の3つの類型に合わせまして、ガイドラインも3つの類型を立てております。1つ目が先ほど申し上げた、総合的な事業能力でございまして、ここでいっている会社グループと申しますのは、1つの親会社があって、その下の親会社の下にその親会社が支配する会社がぶら下がっているという意味の会社グループでございます。その会社グループのグループ総資産の合計が15兆円を超えて、かつ5以上の主要な事業分野で単体総資産3,000億円超の会社を持つ場合というのが第1類型でございます。

第2類型といたしまして、先ほど資金に係る影響力と申し上げましたけれども、大規模な金融会社、つまり単体総資産で15兆円以上の金融会社とその単体総資産で3,000億円を超

える事業会社が1つの会社グループに入っているというのが第2類型でございます。

第3類型といいますのは、相互に関連性のある原則5以上の事業分野でシェア10%以上の会社が入っている場合というのが、この3つ目の類型ということになっております。

これが規制の概要でございますけれども、実際にはこういう会社が出てくるかどうかを監視しようということで、次のページでございますが、報告・届出制度を設けております。これは会社の総資産が持株会社であれば6,000億円、金融機関であれば8兆円、一般の事業会社でいえば2兆円を超えている場合には、毎年自分の会社とその子会社等の状況を報告する報告書を出していただくということになっているものでございます。

近年の主な改正と書いてございますが、この規制はもともと日本でいわゆる財閥支配と言われるようなものがあつたことも踏まえまして、持株会社を禁止しておつた規定が淵源でございます。それを平成9年に改正いたしまして、持株会社をいわゆる解禁いたしましたものでございます。その際に持株会社は解禁するわけでございますが、昔の財閥のような事業支配的な地位を振るう会社ができるはいけないということで、事業支配力が過度に集中する会社は禁止をするという形に変わっておりまして、それが平成14年の改正を経て、今日まで続いているというのが、この規制の現状でございます。

以上が9条でございます。

6ページ、11条でございます。これは先ほど申し上げましたように、金融機関による一定の限度を超える株式保有を規制しているものでございますが、趣旨としては金融機関というものは融資を通じた影響力を行使できますので、これを一定の範囲内に抑えるということと、金融機関が事業会社の株式を一定以上を持つておると、事業会社同士の競争がゆがむ。例えば自分が出資しているところに有利な融資をするでありますとか、あるいは自分が融資している会社に自分が出資している会社の商品を買わせるでありますとか、そういったことが起こりかねませんので、そういうことを規制しようというのが規制の趣旨でございます。

ただ、これは規制の対象とその例外と書いてございますが、例外がございまして、銀行であれば5%、保険会社であれば10%を超えて持つてはいけませんというのが原則でございますが、一定の場合は例外が設けられております。この例外は幾つかございますが、本日は信託の関係が議論でございますので、信託の関係を申し上げますと、②のところには第3号というのが書いてございますが、信託財産としての取得がございまして。これは信託財産として持つ場合には、1年間が例外ということになっておりまして、1年間を超えて持つ場合には公正取引委員会の認可が必要であると、こういうルールになっているものでございます。

7ページ、9条と11条に关しますホットラインに寄せられた要望と対応でございます。

まず9条の関係でございますが、大きく2つ御意見を頂戴しております。1つは、9条自体を廃止すべきだという話。報告内容を簡素化すべきだという御意見。あるいは公正取引委員会で何度かフォローアップをいたしておりますので、そのフォローアップの内容を

公表すべきだという御意見でございます。もう一つは、ガイドラインを緩和すべきだという御意見でございます。

これにつきましては、公正取引委員会としては大規模な会社グループというのは現在も増えている状況でございますし、日本における株式の持ち合いも最近は安定株主対策ということもあって、いわゆる下げ止まった状態であるという話もございますし、総資産の集中度と我々は言っていますが、報告を法律でさせております会社が100社くらいございますが、そういった会社の総資産が我が国の法人企業の総資産に占める割合というものはおおむね変化がないという状態でもございますので、我が国では先ほど申し上げた財閥が力を振るった時代がある。あるいはずっと言われている話ですが、系列取引みたいな指摘もあるということも踏まえますと、必要性自体は今も失われていないのではないかと考えておりますので、制度自体はこれを維持すべきだと考えております。

ただ、フォローアップを何度かしてきているところでございますので、フォローアップの結果については、これを公表するという方向で検討いたしているところでございます。

ガイドラインの見直しにつきましては、現状は先ほど申し上げたようなガイドラインができていくわけでございますが、これが原因で新たな事業分野の進出を断念したというような話も聞いてはおりませんので、こういったガイドライン自体を緩和する必要はないのではないかと考えておるところでございます。

8 ページ、11条の関係でございます。これは信託の関係で御意見を頂戴しておりまして、信託銀行が信託財産として所有するものは、そもそも11条の適用対象から除くべきではないかということでございます。これは先ほど申し上げたように、5%を超えている場合には、1年を超えて保有する場合には認可が必要だというルールになっているわけでございますが、これを除外してくれというものでございます。

ただ、信託財産として信託銀行さんが保有できる株式は2種類ございまして、議決権を信託銀行が行使できるものとできないものがございます。行使できないものについては、現状でも規制の対象から外れておりまして、今回対象になっているのは信託銀行が行使できる部分ということになります。行使できる部分につきましては、行使ができる以上、市場に対して影響力を及ぼすことができる余地はありますので、そういう意味では認可自体は維持をしたいと考えておるわけでございますが、一方で実際に認可をするときに、これまで幾つか厳しい要件を定めておりましたが、これを大幅に緩和するというところで、ガイドラインをパブリックコメントにかけさせていただいておりまして、今、パブコメの期間中でございますけれども、ガイドラインを改正するというところでお話をさせていただいているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、経団連さんをお願いいたします。

○日本経済団体連合会 経団連経済基盤本部長の阿部でございます。

お手元の資料「一般集中規制（独占禁止法第9条）について」に基づきまして、御説明をいたします。一般集中規制は9条以下のいろいろな規定がございますが、私どもは今日は9条につきまして、特に意見を申し上げたいと思います。

1 ページは、私どもの基本的な考え方でございます。一般集中規制は既に時代遅れであり、廃止すべきであるということです。グローバル化や市場の巨大化が進む中で、日本企業の活動を必要以上に委縮させているのではないかと考えております。

経団連としては、基本的には9条の廃止をお願いしたいわけではありますが、法改正になりますと、様々な議論等がまだ必要かなと思います。

そういう意味では、法改正をせずにすぐにでもできることということで2点お願いしたいと思います。具体的には一つ目はガイドラインの中身、基準の見直し、二つ目は、9条第4項により提出が求められる報告書の記載事項の大幅な簡素化という、非常に実務的でささやかなお願いでございますが、これもあわせて申し上げます。

2 ページは、なぜ私どもが9条は要らないと言っているかという考え方の根拠です。平成9年に持株会社が解禁されて独占禁止法改正が行われました。実はこの9条改正の前には散々議論を繰り返していたわけではありますが、当初言われたような持株会社ができることによる弊害は何かあったのでしょうか。今、様々な事業分野で持株会社が使われておりますが、何か独占禁止法上問題を起こすような、あるいは起こしかねないような事態が一度でもあったかということでございます。そういう意味では、持株会社の禁止自体が過剰な規制だったと同様に、現行9条もまた過剰な規制ではないかということでもあります。

具体的に独占禁止法上問題となるような行為に対しては、まず市場集中規制で十分に対応できるのではないかと。つまり、9条あるいは11条がなくても、10条等の市場集中規制があれば、企業結合規制について公取は厳格に執行しておりますので、問題はないのではないかと。ということです。

また仮に事業支配力が集中した結果、例えば私的独占でありますとか不当な取引制限等が行われるのであれば、それぞれに対して独占禁止法は有効な規定を持っておりますので、現行法の他の規定でも十分に対応できるということでございます。

さらに、過去を振り返ると、何か1つでも問題とされたことがあるのかということが、そもそもの問題意識のスタートでございます。こうしたことから、9条は既に存在意義はないだろうと考えております。

3 ページは、この9条があることにより、企業がどのように困っているかということでございます。具体的には、企業が様々な分野で積極的にグループ展開や多角化あるいは新しい分野の進出を考えているわけではありますが、それらの制約になっているということでございます。

例えば、今、日本の製造業ではそれぞれの事業分野に非常に多くの事業者が乱立しております。さらに集約の必要な分野もありますし、そうしなければ生き残れない分野もありますが、そういうことがなかなかできない。あるいは様々な新しい分野に進出しようとし

でも、この9条が現に規制になっているということでございます。

一方、他の国にこのような規制があるか、私なりに調べてみたわけでございますが、このような大ざっぱなと言っては失礼でございますが、非常に概括的な規制を持っている国があるということは、少なくとも先進国では、存在しておりません。日本の独占禁止法だけにある極めて特異な規制ではないかと思っております。

実際に何が困るかといいますと、先ほど公取のほうから、今のガイドラインで何も困っていないという御指摘があったかと思うのでありますが、そろそろ困るだろうということが幾つか表れております。一律に外形的な規制があることにより、企業グループが大きく成長できないということが現に起こりつつあるということでございます。

4ページを御覧ください。ガイドラインの見直しに関して少し細かく申し上げます。もともとこのガイドラインは平成9年に策定された「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」で示されたものを引き継いでおります。規制内容等については、平成14年に現在のガイドラインに改正された際にもそれほど大きくは変えられていないと思います。先ほど公取から御説明がありましたようなことは、平成9年から基本的には同じ考え方で運用されておりますが、このガイドラインで定められている基準は非常に低過ぎるのではないかとということでございます。

例えば、ガイドラインで定める第1類型でございますが、グループ総資産15兆円超、主要な事業分野数5、それぞれ単体総資産3,000億円超とされております。しかしこれは何か意味がある規制なのでしょうか。平成9年の持株会社ガイドラインをつくる時も散々議論をさせていただいたわけですが、一言で申しますと、当時、このくらいであれば大丈夫であろうということで定められたに過ぎません。私どもも当時、この基準が企業にとって障害となり、グループの活動を見直す必要に迫られることはないだろうと考えておりました。そのような形でこれらの基準が作られたのであって、何か厳密な根拠があってできたわけではなく、このくらいかなという数字をきったというのが私どもの意識でございます。

ところが、企業活動はどんどんグローバル化が進んでおりまして、国際的に活動できる企業の規模は非常に大きくなっております。最近でも国内企業同士の合併が進んでおりますが、グローバルに展開していくには、まだまだ力不足かなと思っております。様々な事業分野で同じようなことが起こっていると思いますが、このガイドラインがそういうものを大きく規制していることになりかねないということでございます。

次にガイドラインの細かいことでございますが、ガイドラインの中で主要な事業分野を画する基準として、日本産業分類が用いられております。これ自体が非常に時代遅れなものになっておりまして、実はこの産業分類で分類できないものが増えてきております。新しい形態の事業ビジネスができておりますが、そういうものはそれぞれの分野のその他の分類の中に大ざっぱに放り込まれている状況でございます。

こういう、ある意味では時代遅れな分類によって事業分野を画することに一体どこまで

の意味があるのか疑問に感じます。少なくとも形式的にこれで適法・違法を判断するような基準にはなり得ないのではないかと考えております。

5 ページを御覧ください。先ほど公取のほうから、平成21年度以降のフォローアップについても今後公表されるという話でしたが、少なくとも平成17年の段階では、何か問題のある会社はないけれども、例えばということで、事業分野で言えば5以上の会社グループは1社、それぞれ天井感にあるということが明らかになっております。そういう意味では、21年度以降の具体的な実態の公表も望まれるところではありますが、そろそろ本当に困っている人が表れているのではないかと考えております。

2009年の法改正によりまして、そもそもグループ内の結合は、市場における競争に実質的な影響を与えないのではないかと考えております。これと9条の考え方は、まだ矛盾があるのではないかと考えています。少なくとも9条の中でも、そのグループの中での再編に近い分社化のようなものについては問題にしないということが必要かと考えております。

6 ページを御覧ください。これは実務的な話ということで、やや細かいことになりまして恐縮でございますが、今の第9条4項に基づく報告制度は非常に煩瑣なものになっております。この報告の中身でございますが、例えば、子会社あるいは実質子会社につきまして、具体的な社名とか議決権保有比率等を書かなければいけないわけではありますが、大きな企業グループでは数百社に及んでおり、300社から400社の子会社を抱えているところもございます。しかしそれらの子会社等の大半は、競争上、何か特段の意味があるような会社ではなく、非常に小さな会社もございます。言ってみれば、リストアップするだけでおしまいという会社もございます。それ以上は何か中身について問われることはないはずでございます。そこで例えば、総資産が3000億円以下の場合や、事業分野ごとの売上高が600億円未満の子会社については記載を省略するなどの簡素化がなされてもしかるべきかと考えています。

もっと単純に申しますと、本当に独占禁止法上の弊害を懸念しているのであれば、それにふさわしいような大きな規模の会社のみを報告規制の対象にすべきではないかと考えております。具体的に数字をこうしてくれとは今は申し上げられませんが、少なくとも300も400も会社のリストアップをさせておいて、実際に公取が注意して見ているのはそのうちの数社くらいというのが実態かと考えております。報告制度は企業にとって過度な負担になっていると考えております。

もう一つでございます。これは書き方が難しいということでございますが、基本的には報告事項のうち、事業分野の記載に当たりましては、日本標準産業分類によることとされておりますが、企業の中のセグメントは必ずしも日本標準産業分類に応じておりません。それぞれ会計上、独自の合理的な判断基準を用いているため、この報告のためだけに売上高等を整理し直すことを現にやっております。少なくとも有価証券報告書などを見れば、大体のことはわかるわけでありまして。他の開示資料で代替可能なものはそれで十分かと考



えておりますので、このような形での報告制度の見直し・簡素化を、これはすぐにでもお願いしたいと思っております。

なお、資料にはございませんが、第11条につきまして、簡単に申し上げます。信託協会さんのほうから具体的な御説明があると思いますが、私どもは11条についても9条と同じように、ある意味で過度な懸念から出発している過剰な規制だと思っております。今回の第9条と並びまして、第11条の見直しも是非ともお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、信託協会さんからお願いします。

○信託協会 信託協会業務部長の西川と申します。このたびはこのような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

本日は当協会の会長会社でございます三菱UFJ信託銀行から、信託銀行における独占禁止法の議決権保有規制について、お話をさせていただきたいと思っております。

○信託協会 三菱UFJ信託銀行の木村でございます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料1-3に沿って、お話しさせていただきます。

「1 信託とは」でございます。信託とは、ある者（委託者）が受託者に財産権を移転し、その財産を一定の目的に沿って、自己もしくは他人（受益者）のために管理処分させる関係を言います。

信託銀行を御利用になるお客様から見ると、信託とは、信託銀行等を利用して財産の管理・運用・処分を行わせる仕組みであり、法律上、お客様が委託者・受益者であり、信託銀行は受託者に該当します。なお、委託者とは信託を始める人のこと。受益者とは信託の利益を受ける人のことを言い、自己もしくは他人のためとございますとおり、委託者と受益者が同じ場合と異なる場合がございます。

この信託には、大きく3つの特徴がございます。1つ目の特徴として、お客様が信託銀行に預けた財産の所有権は信託銀行に所属するということがあります。2つ目の特徴として、信託された財産の所有権が信託銀行に移りますが、信託銀行はその財産を自らのためではなく、お客様のために管理・運用等を行わなければならないということがあります。3つ目の特徴として、信託銀行は信託された財産を自らの固有の財産とは別個独立のものとして取り扱わなければならないということがあります。

「1-1 信託銀行とは」の部分を御覧ください。この信託の特徴から、信託銀行の保有する株式については、図にございますとおり、銀行勘定と信託勘定の大きく2つに区分することができます。図の一番左にある銀行勘定は、信託銀行の銀行としての自己勘定であり、都市銀行、地方銀行等と同じ銀行業務を行う部分です。図の真ん中と右の部分の信託勘定ですが、この部分が信託業務でお預かりした資産になります。

株式について申し上げますと、この信託勘定、他人勘定は真ん中の自ら議決権行使を行うことができるケースと、右側のそうではないケースとに分けられます。議決権行使権限が

ないケースとは、投資信託の資産管理業務のように資産運用会社の資産管理の器として財産をお預かりするような場合で、信託銀行が主体的に商品を組成したり、運用を行うことはございません。議決権行使についても運用会社の指示に従って事務処理だけを行うもので、いわゆる特定金銭信託とか特金とか呼ばれているものでございます。これらは、真ん中の信託銀行が主体的に商品組成を行い、信託財産の運用・管理・議決権行使を行う商品とは区別されます。

「1-2 信託銀行（受託者）の義務」を御覧ください。議決権行使権限の有無にかかわらず、信託銀行には信託の受託者として、信託のお客様の権利をしっかりと守るために、法律上様々な義務が課されています。1つ目が分別管理義務。2つ目が忠実義務、信託銀行は専ら信託のお客様の利益のための行動すべきであり、信託事務の処理に際して自ら利益を得てはいけません。したがって、信託財産に属する株式の議決権行使も、銀行勘定の株式とは区別して信託のお客様のために行使しております。そして、3つ目が善管注意義務でございます。

これらの義務は金商法など最近の業者規制法ではよく目にするものですが、信託におきましては、これらの義務全てが信託業法、兼営法などの業者規制法のみならず、私法であるところの信託法でも受託者に課されているのが特徴と言えます。

信託銀行はこのような枠組みの中で、信託財産に属する株式の議決権行使を行っておりますが、その透明性を高めるために議決権行使の考え方や議決権行使結果を集計したものを全ての信託銀行がホームページ等において公表しております。現在、金融庁が日本版スチュワードシップコードということで取りまとめを行っております、責任ある機関投資家の諸原則におきまして、このような取組は投資先企業の企業価値の向上や顧客受益者の中長期的な投資リターン拡大につながる取組として推奨されておりますので、付言させていただきます。

資料の右側に移らせていただきます。信託銀行の議決権保有に関する独占禁止法の規制の内容、特に現在、公正取引委員会様においてお進めいただいている規制の見直し内容について触れさせていただきます。

「2 独禁法の規制の趣旨」でございます。独禁法が銀行等の株式取得・所有制限を定める理由は、銀行等が株式の取得によって事業会社を支配することを防止するためと言われております。

係る観点から現在、信託銀行に課されている規制の内容が資料「2-1 これまでの規制内容」でございます。信託業務を行わない普通の都市銀行と地方銀行と同様、銀行勘定では5%を超える議決権の所有が禁止されています。これが図の矢印①の部分です。信託銀行固有の規制としては、この矢印①に加え、銀行勘定と、信託勘定のうち議決権行使権限を有する株式を合算して10%を超える議決権の所有が禁止されております。これが矢印②の部分です。矢印①と②の関係は、①かつ②ということになります。

実は、この独禁法の規制とほぼ同様の規制が銀行法にもございますが、今般、信託勘定

で取得・保有する議決権は、あくまでも受託者の立場で取得・保有するにすぎないということで、銀行法上、この矢印②に相当する部分の規制が完全になりました。

この規制の見直しは、信託協会から金融庁に対して長年にわたり働きかけを行ってきた成果でもございまして、規制改革要望として規制改革推進室様にも取り上げ続けていただいたものでございます。信託銀行の立場から申し上げますと、銀行法と独禁法で規制の内容が大きく異なると、せっかく一方で認められたことが、もう一方の規制が残ることによって、これを行うことができないということになるのみならず、ダブルスタンダードで日々の管理を行わなければならないということにもなり、規制順守のための負荷は一層増えてしまうということにもなりかねません。

係る観点から、私ども信託協会では銀行法の改正を踏まえた独禁法の見直しを公正取引委員会様をお願いしておりましたが、独禁法についてもガイドラインの改正案をまさに今日を期限としてパブリックコメント手続に付していただいているところでございます。

改正の内容は資料「2-2 今回の改正案」にあるとおりでございます。矢印①の規制はそのままですが、②の矢印について銀行法と同様に、上限10%を撤廃していただくというものでございます。受託者に課された義務の内容を初めとして、信託銀行の実態を御理解いただき、銀行法でできるようになったことが独禁法でもできるように進めていただいていることに関しまして、この場をお借りして公正取引委員会様には御礼を申し上げさせていただきます。これによって例えば、時価総額のさほど大きくない中小型株への投資がしやすくなるということなど、信託勘定における商品組成面で大きな効果が期待されます。

したがって、信託協会としては、今回の独禁法ガイドライン改正のパブコメ手続におきましては、意見提出は行っておりません。ただし、せっかくの機会ですので、1点申し上げさせていただきたいと存じます。今回の独禁法ガイドラインの改正案は、図の矢印②の10%の上限を撤廃していただく内容ですが、形式的には②の事後認可申請手続が必要ということになってございます。この点、銀行法におきましては、係る認可申請手続すら不要ということになっておりまして、銀行法上は①の矢印のところのみとなっております。

お手元の資料の左側で御説明させていただきましたとおり、信託の受託者に課されている多くの義務を踏まえると、信託銀行が信託勘定で所有する株式を通じて、自らが利益を得る目的で事業会社を支配することはないと申し上げてよいと思います。

したがって、独禁法におきましても、今すぐということではございませんが、信託銀行の信託勘定で保有する株式の議決権について、そもそも本当に規制の必要があるのかということ等を是非御検討いただけると幸いです。

以上が御説明になります。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、討論をいたしましょう。どうぞ、どなたからでも結構です。翁先生。

○翁委員 それでは、まず9条のほうからお伺いしたいんですけれども、3つ質問をさせ

ていただきたいのですが、市場集中規制が存在しているわけですので、企業結合規制を考える際には、市場集中規制だけで考えていくということができないのかということをもまず1つ伺いたいと思います。

2点目に、先ほど経団連の方から、これは海外にはない規制であるという話があったのですが、そういうふうに御理解をされておられるか。そうだとすれば、国際競争力という観点から、この規制の持つ意味をもう少し考える必要があるのではないかと思います、そこについての国際的な比較の観点からの御見解をお願いしたいというのが2点目。

3点目は、そのガイドラインでございますけれども、例えば第1分類の15兆円というものについて、合理的と考えておられる根拠を教えてくださいということでございます。

日本産業分類という平成19年のものを今なお使っていて、今回これを見直す必要があるとお考えなのか、ないのか、この点についても教えてくださいと思います。

○公正取引委員会（品川企業結合課長） 今、3つお尋ねがあった点でございますが、1つは市場集中規制ではだめなのかということでございます。もともと今回の一般集中規制というのは市場集中規制と何が違うかと申しますと、要するに一定の取引分野をそもそも画定しない規制でございます。一定の取引分野は特定の市場を画定いたしまして、そこで具体的にどんな影響が生じるかということシミュレーションして、市場における競争が実質的に制限される。実質的に制限されるというのは、かなり厳しいレベルで見るとは思いますが、そこに到達しそうかどうかを見た上で規制をするのが市場集中規制でございます。

一般集中規制というのは、そういった特定の市場を画定しないで、経済全体における集中というものを見るものでございますので、必ずしも一定の取引分野で具体的にこういう効果が出るということにならないものでも規制をしようとするものでございますので、そういう意味では市場集中規制で全て対応し切れるかという、そこはできないというふうに我々としては考えているということでございます。

2つ目の海外でどうかということでございますが、これにつきましては、日本と同じような株式の保有という形で一般集中を規制しているというのは日本と、類似のものがあるとなれば韓国でございます。ただ、これは確かにこういう規制だけ見ると、日本だけ何か特殊なことをやっているようでございますけれども、例えばアメリカやヨーロッパでは、子会社からの配当収入について必ずしも益金算入になるわけではなくて、課税があるという形で、その1つの親会社の下に何層にもわたって子会社をグループ化するというような形で配当を受け取るビジネスをやっておると、税制上はかなり不利になるという扱いがあるので、こういった問題になるような企業グループが形成されにくいという指摘もあるようでございますので、必ずしも独禁法の規制だけを見るのではなくて、全体を見て、そういった規制についての各国の取組を御覧いただくのがよろしいのではないかと考えております。

3番目のガイドラインの15兆円でございますけれども、これはもともと実は平成9年に

持株会社のいわゆる解禁をいたしましたときに、当時はまだ六大企業集団といわれるものが我が国でかなり認知をされておりまして、その中で一番小さいグループのグループ総資産を計算いたしますと大体20兆円くらいだったものですから、それを参考にして15兆円というものをその当時に設定しているという経緯がございます。

今回こういう御要望をいただいているわけでございますけれども、実際にこのグループ総資産というのは、先ほどグループ総資産を15兆円と単純に申し上げましたが、実際にはグループの中の債権と債務を相殺控除する、あるいは資本の方も相殺控除するという形になっておりますので、実質的に相殺控除して15兆円というような会社はほとんど出てこないという状態になっておりますので、これが国際競争において我が国の企業に不利になるような状態が現在生じているとは考えていないところでございます。

標準産業分類を使うことについてはどうかという御意見でございましたけれども、これについては結局、企業の方から見ても規制を受けるわけでございますが、その判断の基準がどこにあるのかがよく分からないということでは不安ではないわけでございますので、結局、誰から見ても公表されているもので使いやすく、事業分野というものがあ程度とらえられるものということになりますと、結局、標準産業分類くらいしかないということでございますので、現状は標準産業分類を使わせていただいております、これに代わるものは現状は残念ながら見つからないと考えているところでございます。

○安念座長 どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。今の翁さんの質問の第1点に関連するのですが、第9条の事業支配力が過度に集中することが禁止されていると。これは何を守ろうとしているのかが極めてよくわからない。第10条があるわけですから、一定の取引分野における競争は制限を全くしていない。だけれども、事業支配力が過度に集中しているからだめだという、全く違う基準である行為、状態を禁止しているということになるわけです。それは何を守ろうとしているのかというところが理解できないわけです。

つまり、ある状態、事業支配力が集中していたら、それでもうだめ。例えば、事業支配力が過度に集中しているのに非常に競争が促進されているときでもだめだし、事業支配力が過度に集中しているのに非常に社会の福利厚生に役立っていてもだめだし、とにかく事業支配力が過度に集中していたらだめだという、その形だけを禁止するということで何を守ろうとするのかということについて、もう少し教えていただければと思います。

○公正取引委員会（品川企業結合課長） 過度に集中するというだけでだめと今おっしゃいましたけれども、法律上の要件としては、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることという要件が定められておりまして、もちろんガイドラインは予見可能性が非常に重要だという御指摘を当時いただいておりますので、そこは形式的に定めておりますけれども、実際に当たるかどうかを判断するときには、この法律の要件に照らして、実際に当たるかどうかを判断していくということがございます。ですから、そういう意味では必ずしも何か形式に当てはまったから即アウトというものではな

いということは御理解いただきたいと思います。

○佐久間委員 大きな影響を及ぼすということと、公正かつ自由な競争の促進を妨げるといのはわかるのですが、そのときの競争は何の競争なのかということです。

○公正取引委員会（品川企業結合課長） 競争というのは、もちろん我が国の市場における事業者間の競争というものをイメージしているわけですが、そのときに一定の取引分野を画定して、そこにおいて価格が自由にコントロールできるかどうかというようなことを想定しているわけではなくて、例えば複数の企業グループがいろいろな子会社同士を持っていると、あるマーケットで喧嘩をすると、別のマーケットでも仕返しを受けることになるので、お互いに協調的な行動をとりやすくなるというマルチマーケットコンタクトとか言いますけれども、そういった形の影響もあるわけですので、必ずしも競争を実質的に制限することとなるというものだけが競争への影響ではないと考えているところがございます。

○佐久間委員 余りここで中身の議論をしても、松村先生もおられるので私が適格ではないと思うのですが、そのときは競争というのは、ある市場での競争を想定しているのではないのでしょうか。

○公正取引委員会（品川企業結合課長） もちろん市場の外で競争が行われるわけではありませんが、一般集中規制においては、一定の取引分野というものを画定して、その一定の取引分野の中で価格が、その競争の当事者同士が協調することによって自由に操作できるようになるかどうかを評価の要素にしているわけではないということですね。

○安念座長 それは結局、何のことはわからないですね。それは競争ではないのでしょうか。それは普通にエコノミクスで言う競争とは違う。

どうぞ。

○日本経済団体連合会 先ほど公取からもございましたとおり、一般集中規制のような規制を設けている国は、韓国が日本を参考にして同様の制度を持っておりますが、それを除けばありません。なぜならば、これはもともと独占禁止法に固有なのではなくて、戦後の財閥解体を行った過度経済力集中排除法を源にする規定でありまして、要は戦前のような巨大財閥の存在が日本経済に弊害をもたらすという反省のもとに作られた制度であり、それを未だに引きずっている、ある意味では時代遅れの規定だと私は申し上げているのであります。

○安念座長 これは幾らやっても空中戦なので、実務の話をしてしましよう。報告義務のほうですが、私もそれは企業グループを見るには、有価証券報告書を見ればそれでいいと思うので、1つの考え方として、公取さんで有価証券報告書を見てくださいということで、全部公取さんに下駄を預ける。あるいは、有価証券報告書を作成する際に、エクセルの表をどうせ各社でおつくりになるわけだから、そのエクセルの中からこの項目を拾って送信しろというのでいいことにする。例えばの話ですが、そういうふうにして、別々にいろいろな紙をするのは大変だから、1つの紙をつくれれば、それでいろいろな使い回しができると

いうふうになれば、いいのではないのでしょうか。

○公正取引委員会（品川企業結合課長） もちろん報告届出の内容が有価証券報告書で本当に足りるのかどうかというのは議論があると思いますが、もちろん我々としては一定の必要性があって報告届出を命じているわけですので、その必要性と企業で具体的にどこが手間なのだとしたこととの兼ね合いで、そこはどこが大変なのかという実務のニーズを教えていただければ、そこと我々の必要性との兼ね合いで一定の簡素化を図るということはあると思います。

○安念座長 それは話が逆でしょう。なぜなら、一般集中規制はナンセンスなんだけれども、仮に意味があるとしたら、意味があるとして、その意味があるところから、これだけの情報が必要だというのは演繹として出てくるというのでなければおかしい。つまり、求めている報告のアイテムがなぜ必要なのかは、あなた方に立証責任があるんです。例えば小さな子会社までなぜ必要なのかということは、あなたが説明しなければいけない。

○公正取引委員会（品川企業結合課長） ですから、そこは現状、例えば3,000億円という規模のものが1つのガイドラインの基準になっているわけではあります、この3,000億円になるような会社が出てくるかどうかを見る必要がありますので、3,000億円になってから初めて届出が来ましたというのでは困りますので、もうちょっと下の段階から見るということは必要だと思います。

○安念座長 3,000億になるかどうかは、どうやってあなたにわかるんですか。

○公正取引委員会（品川企業結合課長） ですから、そこは一定の金額規模以上のものを報告してもらえれば、これはそろそろ3,000億になりそうかどうかというのは分かると思います。

○安念座長 そんなこと、どうしてわかるの。

どうぞ。

○日本経済団体連合会 あるグループの例でありますけれども、実際に中身の記載をしなければならぬほどの規模を持つ子会社等は十数社に過ぎないのに、報告書で記載を求められる子会社等は約三百社にのぼるといのが実態でございます。他のグループでも幾つか調べてみましたが、本当に記載が必要な子会社等は数社から多くても十数社であるのに、あとは延々と子会社のリストを並べることとなっているというのが現状です。

○公正取引委員会（品川企業結合課長） そこはリストを必要な範囲に狭めるということは、可能性としてはあり得ると思っています。

○安念座長 だから、それは品川課長も公取の代紋をしょってきている以上は、いいですとこの場でおっしゃれないのは、お立場上当然です。阿部さん、こうしましょうよ。もうここでやっても意味がないから、ここはばかばかしいからやめてくれ、省力化すればお互いにハッピーだから、省力化してハッピーな地点を見つけ出しましょう。これはうちの事務局を挟んで大いにやりましょう。

○日本経済団体連合会 ありがとうございます。

○安念座長 信託協会さんだけでも、お話を伺っていると、自分たちの言うことが通って幸せですと御報告にいらしたのかなと思うんです。11条がバカだというのはもちろんそのとおりなんでしょうけれども、その空中戦は仮に括弧に入れておくとして、結局まだ何か不幸なことがおありだということですか。

○信託協会 先ほど申し上げたとおり、銀行法として我々をずっと事務をしておりまして、銀行法がここで言う①だけになったということで、できれば平仄をとっていただきたいというのが希望でございます。

○安念座長 事後認可もうるさいぞと、そういうことですか。

○信託協会 うるさいとか申し上げているわけではないのですが、趣旨からするとセットで同じ規制になっているのが法の趣旨かなと。

○安念座長 わかりました。どうですか。銀行法と歩調を合わせてくれないかという御要望ですけれども、これについてはいかがですか。

○公正取引委員会(品川企業結合課長) 銀行法ももともと似たような規制がありまして、実は独禁法の方が古くこの規制をやっております、途中から銀行法が同じような規制を入れているわけですが、その規制をしている趣旨がもともと違ってございまして、そういう意味では銀行法は銀行本体の経営の健全性がゆがむかどうかという観点で見えておりますので、それは情報との兼ね合いで、もう大丈夫だという御判断をされたのでしょうけれども、独禁法の方はまだ、そこで競争に影響が及ぶような融資や指示があり得るかどうかということを見ないとはいけませんので、今回、認可についても認可の期限を撤廃いたしましたので、そういう意味では1回認可をさせていただいて無期限の認可という形になれば、実質的には変わらないとは思いますが、そこは公正取引委員会としては一定の監視ができるということなので、そういう形をさせていただいております。

○安念座長 銀行法の趣旨は独禁とは違うんだと、きっとおっしゃるだろうと思っていたんですが、本当にそうなのかな。というのは、こんなことを公取委さんに申すのも釈迦に説法だと思うけれども、アメリカの銀行はもともと自己勘定で株式を持つことは一切禁止されていたんですが、これは銀行の経営を健全化するというのは恐らく後付けの理由で、これは明らかに事業会社を支配するのを防ぐためなので、ある種の独禁政策だったんです。

皆さん御存じのように、70年以降はアメリカも銀行規制がぐちゃぐちゃになって、何でもありになってしまったから、今、言ってもしょうがないんだけど、株式保有規制に銀行法独自の目的があったというのは1つの講釈としては成り立つだろうけれども、果たしてそうかなという疑問は大いにあります。戦後、日本に進駐軍のニューディーラーが来て独占禁止法制をつくったときに、むしろ銀行に株式の保有は認めたほうが不思議なんです。なぜそうなったか。きっと日本では伝統的にそうだったから、そうせざるを得なかったということだと思ってしまうけれども、そうだとすると、銀行法の株式保有制限ルールも私は余りアンタイトラフト法と変わらないのではないかという気が個人的にはしています。これは認識の問題だから、議論をしてもしょうがないと思いますが。



他にどなたか。松村先生、どうぞ。

○松村委員 もう終わったことなので蒸し返してもしょうがないけれど、マルチマーケットコンタクトのことをおっしゃったのですが、経済学者として誤用されるのは許容できないので、確認させてください。

マルチマーケットコンタクトの議論は、ある市場で裏切ったときに別のマーケットでも仕返しできるから、コングロマリットが、いろいろなところでつき合っているほうが、パニッシュメントがきつくなる。その結果暗黙の協調、結託が結びやすくなるという安直な考えに対して、そういう愚かな考え方はそのままでは正しくないよということを示したのが経済学の研究です。複数のマーケットがあったとして、仮に別のマーケットでパニッシュメントできるとしても、ということは複数のマーケットで向かい合っていれば、複数のマーケットで同時に裏切れるわけです。最初にカルテル破りをして裏切るというときに複数のマーケットで同時に裏切れるわけですから、パニッシュメントもマーケットの数だけ大きくなるとしても、裏切ることの経済的な利益もマーケットの数だけ大きくなる。したがって複数の市場で取引関係があったとしても、先程御説明になったような安直な理由でカルテルが結びやすくなるということはない、というのが議論の出発点です。そうは言っても状況によってはカルテルを強化することもあり得るという議論です。マルチマーケットコンタクトを念頭に置いているから9条が正当化できますというのは、余りにも筋がよくないというか、安直というか。もし本気でこれで正当化するつもりなら再度きちんと反論しますが、もしそのつもりがなければあんな安易な議論はもう勘弁してください。

○安念座長 こうしませんか。競争政策として見れば、信託銀行さんが自己勘定でお持ちになろうが、信託勘定でお持ちになろうが、それは競争政策としては同じ懸念がある。だから、独禁当局としては当たり前の御懸念だと思うんです。信託だから青天井にしていという理屈は当然出てこない。株式運用を全部やめるというなら別だけれども、そうでないなら、信託勘定だから青天井にしていという話にはもともとならないはずのものです。

そこで、今、残っている問題につきましては、信託銀行の現実のプラクティスというか、ビジネスモデルから見て、そうした御心配は不要である、銀行法と足並みをそろえていただいても安心していただいているんだ、という情報をもう少し積み上げていただいたほうがプロダクティブだなという印象を受けました。

これは原理的に対立するような話ではなくて、手間が省けるなら、お互いに省けたほうがいいに違いないんだから、よりよい着地点に迎えるのではないかという、やや希望的かもしれませんが、そういう実感を私としては持ちました。

圓尾さん、どうぞ。

○圓尾専門委員 まず、公取がおっしゃった「銀行法が何のために」という点ですけれども、もし銀行の健全な経営のために銀行法があるということであれば、銀行の総資産に対して何%以上特定の株を持つてはいけませんという形になるはずであって、対象会社の5%を基準とするのは、決して銀行の健全な経営という目的ではなく、安念先生がおし

やったとおり、支配力が念頭にあると考えるのが筋だと思います。

その信託勘定のところの考え方ですけれども、議決権行使の権限がないものについては当然対象外になっていて、①と②の差分のところの権限ありのところを対象になっているということは、公取から見れば、信託協会の「ここはお客様のために議決権行使をするのであって我々自身のためではないんです」という説明を多分信じられないということだと思います。私も信託協会さんのお話を聞いていて、そういうふうに説明されるのは当然だと、お客様にもそう説明されているんだろうと思いました。では、それがどうやって担保されているのかというのがわからなかったです。

自分たちのためではなくて、お客様のために使っているんだということをこうやって我々は担保していますという点がきちんと示せば、公取もそれで納得できるかどうかという議論ができると思いますので、その点を整理してもらえればと思いました。

○安念座長 どうぞ。

○翁委員 信託銀行は各行ごとに議決権行使の考え方みたいなものを公表するようになりましたね。むしろ、そういうものを積極的に活用されて、この説明をされるようにされたらいいのではないかと思います。

○安念座長 顧客に対する忠実義務の問題と競争政策とは全然次元の違う話ですから、我々は顧客に対して忠実ですと言って見たからといって、独占禁止法の観点からも安心になるということはありませんので、そこはうまくリンクして説得力を持たせていただくいいのではないのでしょうか。申し上げるまでもないことだとは思いますが。

大臣、何か御感想は。

○稲田大臣 公正取引委員会、経団連、信託協会の皆さん、ありがとうございます。

私は規制改革担当大臣であると同時に、公正取引委員会担当大臣ですので、両者の担当大臣という立場がございまして、今日の皆さん方の御議論は後ほどじっくりと聞かせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○安念座長 他はよろしゅうございますか。

それでは、皆さん、お忙しい中、どうもありがとうございました。

(公正取引委員会、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人信託協会退室)

(法務省、経済産業省、都銀懇話会入室)

○安念座長 今日はお忙しいところをお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

議題の2「動産及び債権を担保にした資金調達の仕事の改善」でございます。本日は御説明役として、法務省、都銀懇話会、経済産業省の3つの組織団体からお出でをいただいております。

それでは、まず法務省さんからよろしくお願いたします。

○法務省（野口商事課長） 法務省民事局商事課の野口でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私から動産譲渡登記及び債権譲渡登記の制度の概要について、御説明申し上げ

げたいと思います。お手元にあらかじめ配付させていただきました、「債権譲渡登記について」と題する右肩に資料2-1と記載しています。こちらを御覧ください。

債権譲渡登記制度ですが、こちらは平成10年10月から運用を開始しております。法人が金銭債権の譲渡などをする場合に、民法の定める対抗要件についての特例を定める制度です。対抗要件と申しますのは、自らが所有権等の権利を取得したということを第三者に対抗するための要件ですが、債権が譲渡された場合、民法上、債権譲渡についての第三者対抗要件を具備するためには、確定日付のある証書による債務者への通知または承諾、これが必要とされております。

しかしながら、多数の債権を一括して譲渡する債権の流動化等の場合には、個々の債務者に通知・承諾の手続をとることは実務上、極めて困難であるという指摘がされますとともに、企業の資金調達を目的として、企業の保有する債権の流動化を推進する動きが高まるなどしておりました。

そのため、債権の譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、債権譲渡登記制度が設けられ、法人が金銭債権を譲渡した場合には、債権譲渡登記をすることによって当該債権の債務者以外の第三者については、民法上の確定日付のある証書による通知があったものとみなされるということとして、これによって対抗要件具備の事実及びその時期が明確になるという制度です。

債権譲渡登記の申請の手続は資料の下に流れを記載しています。債権譲渡の譲渡人と譲受人の共同申請、一緒の申請によって窓口あるいは郵送による送付、またはオンラインのいずれかの方法により、登記申請書、その添付書面及び申請データを記録した磁気ディスクを譲渡登記所に提出していただくことになります。

譲渡登記所では、申請人から提出された磁気ディスクを使用して受付・調査を行い、債権譲渡登記ファイルに記録をするという方法で登記をしています。

登記の種類につきましては、債権譲渡登記、債権譲渡登記の存続期間を延長する延長登記及び債権譲渡登記を抹消する抹消登記の3種類があります。登記が完了しますと譲渡登記所から譲受人宛てに登記番号等を記載した通知書を送付しております。

以上が債権譲渡登記制度の概要です。

次に資料をおめくりいただきまして、「動産譲渡登記について」を御覧ください。動産譲渡登記制度は、債権に7年ほど遅れまして、平成17年10月から運用が開始しております。こちらでも法人がする動産の譲渡について、やはり民法の定める対抗要件についての特例を定める制度です。この内容の説明の前に、民法の動産の譲渡の対抗要件について御説明をしたいと思いますので、もう一枚おめくりいただけますでしょうか。

「動産の譲渡に関する対抗要件とは？」という資料に基づいて御説明をしたいと思います。債権譲渡の対抗要件は、先ほど申し上げた通知と承諾だけですけれども、動産の場合には引渡しでして、その引渡しにも4種類あります。①現実の引渡し、②簡易の引渡し、③占有改定、④指図による占有移転、この4種類が民法で定められております。ここでは

これらの引渡しについてのイメージをつかんでいただくために、Aが売主、Bが買主である場合の引渡しを図示しています。

一番右の①現実の引渡しですが、この四角い青いものが動産ですけれども、動産の占有をAからBに引き渡す。現実占有が移る。こういうものです。

②簡易の引渡しですが、これはBが既に売買の目的物を賃借して所持している、すなわち、占有しているというような場合に、動産を一旦Aに返して、改めてAからBに現実の引渡しをするということは二度手間ですので、AとBの意思表示のみによってBに占有を移転するというものです。

③占有改定は、Aが売買の目的物をBに譲渡するのですけれども、同時にBから借りて使用を続けるというような場合に、本来であればAがBに一旦動産を渡して、それからAがBから賃借するという経路をたどることになりますが、これを簡略化いたしまして、Aが譲渡をした時点で、事後はBのために占有するという意思を表示すれば、Bが占有を取得して、引渡しの対抗要件を備えたとするものです。

④指図による占有移転ですが、今度は第三者のCが出てまいります。AがCに保管させておいた動産をそのままBに譲渡するというような場合に、AからCに対して、事後、Bのために占有すべき旨を通知し、Bがそれを承諾するというものです。

このように一般的な動産の譲渡につきましては、民法上、4種類の引渡しに対抗要件とされており、これらの対抗要件の相互に優劣はないとされています。以上が民法上の引渡しの方法ですが、今度は動産譲渡登記制度の概要について御説明したいと思います。

バブル崩壊後、不動産担保や個人保証に過度に依存していた企業の資金調達方法を見直す必要があるという認識が高まりまして、法人が保有する在庫商品や機械設備等の動産を活用した資金調達に注目が集まりました。

他方で、動産を活用した資金調達の具体的方法としましては、企業が動産を譲渡担保に供して金融機関等から融資を受ける方法と、動産を流動化、証券化目的で譲渡いたしまして、譲渡代金として資金を取得する方法とがありますが、いずれの方法においても譲渡される動産は、譲渡があった後も企業の直接占有下に置かれたままになっています。つまり、先ほど民法上の引渡しの方法として御説明した③占有改定の方法によって、対抗要件が具備されているということが通常でありました。

しかし、占有改定と申しますのは、先ほどの御説明でも御理解いただけたかと思いますが、黄色い矢印がありませんので、外形的には、その占有改定があったことは、はたから見ても分からないという面があります。そのため、担保権者が害されるおそれがあるため資金調達のために動産を活用することを困難にしていると、こういう指摘がありました。そこで、動産譲渡の対抗要件に関する民法の特例としまして、動産譲渡登記制度を設け、法人が動産を譲渡した場合には、動産譲渡登記をすることによって当該動産の譲渡について、民法上の引渡しという対抗要件があったものとみなすということとして、これによって対抗要件具備の事実とその時期が明確になるという制度です。

以上のように現行法上、法人がする動産譲渡の対抗要件としましては、民法上の引渡しと動産譲渡登記の2つの方法が併存することになりますが、「引渡しがされたとき」と「登記がされたとき」の時間的先後によって優劣が決まるということになっております。なお、動産譲渡登記の手続については先ほど御説明した債権譲渡登記の手続と同じということになっております。

ここで少し動産譲渡登記の特徴について御説明したいと思います。この点については、より身近な不動産登記と比べると、よく理解していただけるのではないかと思います。図は用意しておりませんが、不動産登記の事案として、例えば譲渡人甲が東京都千代田区内にある不動産である土地を譲受人乙に売却し、甲から乙にその所有権が移転したという内容の所有権移転の登記を行ったとします。

対比する事案といたしましては、譲渡人甲が集合動産としてのワインを譲受人乙に譲渡し、このワインについての動産譲渡登記がされたとします。このような不動産登記と動産譲渡登記を比較いたしますと、次の2つの点で大きく異なる面があります。

1つ目ですが、不動産登記では売買の対象となった土地が存在しているということも公示されますが、動産譲渡登記では譲渡の対象となった動産が存在するかどうかについては、公示されてはいません。幾ら動産譲渡登記がされたとしても、先ほど申し上げましたように、譲渡があったということを公示しているだけです。譲渡の対象となった動産がもともとなかったケースについても、まれではあるかもしれませんが、理論上はそういうこともあり得ますし、消滅して現在ないといったケースもあるかもしれません。他方、不動産の場合には必ず滅失の登記をしなければいけないので、そういう違いがあります。

これは譲渡人甲が譲受人乙に占有改定をしたからといって、必ずしもその動産が現実にあるとか、その後になくなったかということが分からないということと同じです。不動産登記では、登記された不動産は現存するが、動産譲渡登記では譲渡登記された動産が現存するとは限らない。これが1つ目の大きな違いということになります。

2つ目ですが、不動産登記では、第三者対抗要件はその不動産について登記簿にされた登記しかありませんので、その不動産についての登記簿さえ見れば、誰が登記簿上の所有者なのかということが全て分かるということになります。しかし、動産譲渡登記では、第三者対抗要件は動産譲渡登記ファイルに記録された登記以外にも、民法上の引渡しというものがありますので、不動産登記のように登記簿の記載によって全ての権利関係が分かるというものではありません。この点が2つ目の大きな違いです。

このように御説明しますと、何で不動産登記と動産譲渡登記は同じスキームにしなかったのかという疑問が起きるのではないかと思います。これは実は対象となる不動産と動産そのものの違いによるということになります。不動産登記では不動産一つ一つごとに1つの登記簿を作成しています。これが可能なのは、不動産はその数が多いといっても限りがあります。しかも、一つ一つの不動産を区別することが技術的にも可能であるということです。だからこそ、不動産は不動産が実際にあるのかどうか、これも表示の登記をする際

にチェックしておくことが可能ですし、他の不動産と混ざらないように権利関係を把握するということもできるわけです。

ところが動産は、まずその数が多いということではなく、多いどころか無限であるといってもいいと思います。または消滅してしまうということもよくあります。また、明確に区別することが難しいというケースも多々あります。そのため、動産の場合、不動産と同じ発想で動産ごとに登記簿を作成して、その権利関係を管理するということは、実際上も事実上も極めて困難です。ですから、動産譲渡登記制度は動産譲渡がされたという事実を時系列的に記録していくという仕組みになっているのです。

このような理由で不動産登記と動産譲渡登記とは、名前は似ており、対抗要件という意味では一緒ですけれども、全く違う制度となっています。

動産譲渡登記制度は、飽くまで民法の動産の対抗要件の特例ですので、民法上の引渡しで可能なことが動産譲渡登記でも可能だとお考えいただければと思います。

では、これらの動産譲渡登記のメリットは何かということを最後に付け加えさせていただきたいと思います。まずは紛争を未然に防ぐことができるという点です。すなわち既に御説明しましたとおり、占有改定による対抗要件具備では、占有改定が外形的に判然とせず、つまり、あったかなかったかが見ても分からない。これが資金調達の阻害要因になっているとの指摘がされておりますが、動産譲渡登記という公示制度を利用いただければ、対抗要件の具備があらかじめ事後も確認が容易になるという点があります。また、登記がされた年月日だけでなく、時刻まで動産譲渡登記ファイルに記録されますので、対抗要件具備の先後関係の確認も容易になるという面があります。

最後にもう一つのメリットとして、動産譲渡登記では個別の動産ごとに譲渡を登記するという方法もありますし、集合動産として譲渡の登記をすることも可能となっております。こちらは不動産と比べますと、不動産の場合には複数の土地を共同担保とするということもできるのですが、やはりこれは一筆の土地、つまり1個の不動産ごとに登記をしなければいけないのでありますけれども、動産譲渡登記では集合動産として、まとめて譲渡登記をすることもできるということになっております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○安念座長 ありがとうございます。お上手ですね。40年前に私が受けた物権総論の授業よりもはるかにわかりやすかった。

この債権・動産の譲渡の登記は商事課の管轄なんですか。

○法務省（野口商事課長） 登記制度は商事課が所管しておりまして、特例法の対抗要件実体法部分は参事官室です。

○安念座長 ありがとうございます。

都銀懇話会さん、お願いいたします。

○都銀懇話会 本年度、都銀懇話会の幹事を担っております、りそな銀行の原藤と申します。本日はどうもありがとうございました。

都銀懇話会は3メガバンクとりそな銀行の4行で構成する団体でございます。毎年、金融制度等に関する要望活動を行っております。

本日は、企業等への資金供給の円滑化に資する融資手法として近年関心が高まっております。ABLについて、その普及の観点から制度上の課題等について、都銀懇話会を代表して、三井住友銀行から御説明いたします。

○都銀懇話会 三井住友銀行の福田と申します。本日は本当に貴重な機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

先ほど、りそな銀行さんからお話ございましたように、近年ABL、Asset Based Lending、動産・債権を担保とした融資に対する関心が非常に高まっております。もともと民間金融機関といたしましては、日本経済の成長のため、あるいは中小企業の資金需要を発掘し、把握し、そして投資するための取組を日々続けているわけですが、そうした中で先ほど法務省さんからの御説明にもありましたが、不動産担保あるいは個人保証に過度に依存しない融資といった、新しい融資手法の開拓にも努力をしてきたところでございます。

昨年6月に取りまとめられました日本再興戦略におきましても、いわゆるABL、動産・債権を担保としたような融資手法、こういった代替的な融資手法の充実と利用促進を図ることは、政府の方針としても明確に掲げられており、我々民間金融機関としても、その一層の拡大推進に向けて努力しているところでございます。

こういった結果もあって、銀行全体の中小企業貸出の残高は最近下げ止まりつつあります。当行の数字で言いましても、大体17兆円程度の中小企業貸出ということになりまして、本当に底を打ったということですが、その中でABLの比率がどれくらいあるかというと、当行の数字では、17兆のうち、大体1,400億円ということで、1%にもならないということでございます。

マクロの数字で見ましても、銀行全体で中小企業貸出が大体170兆円と言われておりまして、後ほど経産省さんから御説明があるかもしれませんが、ABLの銀行全体の残高でも1兆円くらいと言われておりますので、これも1%に行かない、0.5~0.6%という数字になっております。あまり単純な日米比較は適切ではないと思っておりますけれども、米国は20%くらいがABLだとも言われております。その分、経営者の保証をとらないとか、全然違う部分はあるんですけれども、逆に言うと、ABLがもう少し機動的に活用できれば、我々も経営者からの保証の額を減らすとか、とらないといった対応もよりやりやすくなるのだと思っております。

それでは、何でABLがあまり使えないのかというところでございます。これはもちろん、民間金融機関にとっても努力が足りない部分もあるかとは思いますが、我々としてももう少しこの辺の制度面が改善されればなと思う点もございます。本日はそういった点を中心に何点か要望という形で申し上げさせていただければと思っております。

1ページの下段の部分でございます。ここでは3点整理しております。まず1点目が、登記制度でございます。

登記制度でございますが、動産・債権譲渡登記というのは、不動産の担保の登記とは全

然性格が異なるということもございまして、実質的には、担保として登記制度も活用するわけですが、不動産担保では当たり前のようにできていることができない。これは多分、背景には法議論とかいろいろなことがあるのだと思いますけれども、我々、実務に携わる人間として申し上げれば、本当に担保として、この制度を使おうと思っても、登記制度が不動産担保並みに整備されていないので、なかなか使い勝手が悪いところはございます。

それを具体的に申し上げたいと思うのですが、2ページ目でございます。ここに「登記制度の改善を要する具体的事例」ということで、大きく5点挙げさせていただいております。かなり具体的といいますか、実務的な話になりますけれども、御容赦いただければと思います。

まず1つは、変更・更正登記が現行制度ではできないということです。事例の概要がございまして、例えば譲渡人・譲受人が組織再編等で社名変更した場合でも、これは単純に変更とか更正ができないということなので、1回外してつけ直さなければいけないということもございまして、いろいろな場合で譲渡人・譲受人が合意した上で保管倉庫の場所を移転するとかいうこともあるのですが、今の登記制度であれば、場所を特定して登記を具備した担保動産につきまして、保管倉庫の移転があった場合には、変更登記できない。もう一回外して、つけ直す。ですから、順位が後順位になってしまっていて、非常に譲受人にとっては不利になってしまう、こういった問題がございまして、これが、不動産担保のように、変更登記とか更正登記ができれば、非常に使い勝手がよくなるということもございまして。

2つ目は、同じような論点でございまして、順位・付記登記ができないということもございまして。順位・付記登記ができない理由はいろいろあるのだと思いますけれども、現実問題として、不動産担保ではできることが、動産・債権譲渡登記ではできないものです。この事例の概要は極端な例ですけれども、多数の金融機関が一遍にお金を貸すときに、リスクの高い、低いによって順位付けをすとか、優先劣後関係をつくるのが実務の世界では結構ございまして。その場合には、担保の順位を1位、2位、3位、この順番で回収がされるというような仕組みをつくることもできるのです。不動産担保では当然のように行われている、こうした制度が、動産・債権譲渡担保であれば、できないということになります。これが実務上のネックになっているということもございまして。

付記登記の場合も、例えば被担保債権の譲渡に伴いまして、随伴的に契約が移転するといったものも、不動産担保であれば付記登記できちんとカバーできるのですが、現時点では動産・債権譲渡担保の場合には、こういった登記もできないということもございまして。

3つ目が動産・債権の特定方法。これは実務が結構大きな問題になっていまして、要は、手間がかかるということですが、1つ目は、これは債権の譲渡担保ですが、現行制度では債権の種類がもともと15種類と限定されています。売掛債権とか割賦販売債権とかいろいろあるのですが、その中に「その他の債権」というカテゴリーもあるので、世の中にある全ての債権はこの15種類に分類できるということではあります。ところが、これは



余り厳格にやり過ぎると、実務上起こっている、いろいろな商取引に伴って発生する債権がどこに分類したらいいのかがよくわからないというのが結構ありまして、登記するとき非常に混乱もし、相互間の認識がすり合わないこともあります。

これは逐次、登記官の方に御相談をしてやらなければいけないということもございまして、この辺がもう少し柔軟にできるようになったら、かなり使い勝手も高まるかなと思います。債権の種類を特定しない登記ができれば、我々にとっては非常に使い勝手が改善すると思っています。

その下でございましてけれども、これは、場所を指定して担保動産を特定するケースですが、動産の種類を特定は結構厳格にする必要があると言われていまして、例えば、「家電製品」みたいに漠とした言い方は基本的には認められなくて、「洗濯機」とか、もっと細かく「何とか社製の何」とかみたいなことまで求められる。特定する必要があるということなので、そうかもしれないですけども、例えば魚でも「魚介類」みたいな幅広い書き方は認められず、「ブリ」とか「ハマチ」とか、そういった特定の種類の種類でないと言われているのが実態です。

例えば水産加工業者とか飲食店に対して魚を卸すような取引があって、そこで水槽とかに魚がたくさんいた場合に、ブリとかハマチもいるんでしょうけれども、そこにタイとかタコが入っても、それ自体は担保にとるのに特段支障はないと思いますし、当事者がそれで特定できると考えれば、ここの動産特定を非常に厳格にする必要は余りないのではないかと思います。逆に、ブリとかハマチだけに絞ってしまうと、タコが担保としてとれない。それがすごく極端に困るかという問題はあるのですが、従いまして、もう少し幅広く柔軟に特定できるようなやり方がないかなという思いがございまして。

この例を言うかどうかは、プレゼンの直前まで迷っていたのですが、例えば出世魚がありますね。例えば、ハマチと登記していたとして、ハマチが何日かたって、それが育ってブリになってしまったら、もうこれは登記の対象ではないねと言われることもないとも言えないということです。そういったこともございまして、柔軟な対応を求めています。

4つ目がオンライン申請です。これは本当にお願いしたいということですが、今、登記所が中野にしかないのも、地方のかたがこういった登記制度を利用しようと思うと、オンライン申請が有効なのではないかと思われまして、ただし、現時点ではオンライン申請が不動産担保とは違っていて、即時処理が原則になっていまして、例えば譲渡人と譲受人と一緒に登記するわけですが、何か不備があったり、間違いがあったりした場合は、そこで受付がリジェクトされてしまっていて、登記できないということになります。

不動産担保みたいに一旦受け付けてもらって、別送という形で一回クローズして、他の人が入れないようにしていればいいのですが、この場合はリジェクトされますので、その間の占有改定ということもございまして、我々としては非常にこのオンライン申請が使いにくい状態になっています。地方での利用の拡大ということを考えますと、やはりこの

辺を不動産担保と同様の別送方式を認めていただければ、大変ありがたいと思っています。

最後に、登記対象でございます。これも難しいとは思いますが、今ございましたように、不動産担保とは性格が違う登記制度ということもございまして、現行制度では法人以外に自然人を譲渡人とする登記ができないということもございます。したがって、個人事業主、さっき言いました魚屋さんとか飲食店の方で法人格を持ってないようなところにつきましては、登記を使って担保制度が利用できないということになります。

本当に我々が中小企業の方、より零細企業の方に融資をしたいと思ったときに、まさにそういった方にこういった制度を使っただけだと我々の対応力は非常に高まりますので、難しいという面は理解しますが、是非登記対象を個人まで拡大いただければ、ありがたいと思っています。長くなりましたけれども、これが登記制度の論点でございます。

1 ページに戻っていただきまして、あと2つございます。

2 点目は、動産譲渡登記の公示性でございます。先ほど法務省さんからの御説明にもありましたけれども、第三者対抗要件を具備する方法は登記以外にもございまして、登記をとっても登記前に占有改定を受けていた第三者がいたら、それは外見的にはなかなかわかりにくいということもございまして、非常に実務上、混乱することもあるということでございます。

特に譲渡人について法的整理開始申立があった場合などには、我々債権者である銀行にとっては保全の重要性が非常に高まるわけで、そういった中で、占有改定等により、対象となるものがどんどん移転されてしまうと、不測の損害を被る可能性があるため、この辺についても何らかの手当を講じていただければありがたいと思っている点でございます。

3 点目は、動産譲渡担保の実行手続でございます。先ほど、魚の例で申し上げましたけれども、目的動産の占有取得のために、占有移転禁止の仮処分や引渡断行の仮処分等を行うケースがございますけれども、裁判所での手続あるいは執行官の確保といったこともございまして、実際に行うのに時間がかかるケースもございます。生鮮物とかになりますと、時間がかかると、その価値が棄損してしまうこともございますので、非常に速やかな手続が我々としては必要になるところでございます。この辺の手当もお願いできればということもございます。

以上をまとめたものが3 ページ「要望内容」という形で整理したものでございます。今、申し上げたようなことを改めて書かせていただいたということもございますけれども、1 点目、登記制度の改善は先ほど申し上げたようなことを挙げています。担保としての実質に鑑みまして、不動産担保と同水準にまで登記制度の利便性を高めていただきたいということもございます。

1 つ目のポツは順位登記・付記登記を認めていただきたいということ。2 つ目は、特定方法の柔軟化でございます。申し上げたとおり、債権の特定方法ですね。これをもう少し柔軟にさせていただきたいということもございます。特に、第三債務者が特定されている

場合であれば、弊害も少なからうと考えています。動産の種類の特定についても、さっきブリ、ハマチの例などでも申し上げたとおり、もう少し柔軟にさせていただきたいということでございます。あとはオンライン申請制度の別送方式を認めていただきたいということでございます。

その下でございますが、これは先ほどの説明にはなかった部分もございますけれども、法人の金銭債権に限定されている登記対象を拡大させていただきたいということでございます。ひとつは「法人」という部分の拡大で、1つ目が個人を対象に加えていただきたい。個人の譲渡担保についても登記可能としていただきたいということです。

もう一つは、「金銭債権」以外の債権、こちらについても登記可能にさせていただきたいということでございます。信託受益権などについて、第三者対抗要件を具備することは、実務的にも非常にニーズのあることでございますので、是非お願いしたいということでございます。

大きな2点目でございますけれども、動産譲渡登記の公示性の確保。これは先ほど申し上げたような話でございますが、全ての場合において登記を優先させるというのは、円滑な流通を阻害するために私も認めるべきではないと思いますが、ここで書かかせていただいておりますように、法的整理の開始の申し立てがあるとか、そういった一定の要件を設けた上で、債権保全の重要度が非常に高い局面、しかも、そういった場合においては取引の関係者もより慎重な対応をしなければいけないということが期待されるような局面、においては、占有改定よりも登記を優先させるという考え方もとり得るのではないかと思います。こういったことをやっていただければ、少なくとも保全の価値が非常に重視される法的整理の局面において、この担保の価値が非常に出てくるのではないかと思います。

3点目は、実行手続の整備でございます。速やかな占有取得・換価のために、ここに書いているような手当を講じていただければということでございます。

1つ目は、担保動産の占有移転禁止の仮処分を迅速に行うための特例で、例えば債務者の審尋手続を省略いただきたいといったことでございます。

もう一つは、これは執行官です。これが少ないということもございますので、例えば、弁護士の先生等、一定の資格を有する方に執行業務をお願いできるような、そうした制度も有効ではないかと考えます。

4ページ目に、参考で日米の比較なども入れさせていただいております。本当に法律の素人として言えば、米国で非常に柔軟な登記制度があって、それをベースにしたABLが幅広く使われている現状を踏まえれば、日本でももう少し改善の余地があるのではないかと思います。そういったことが多分、中小企業あるいは個人事業主に対する円滑な資金供給にもきっとプラスになると我々は確信しておりますので、是非この点について対応をお願いしたいということでございます。

私からは以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、お待たせしました。経産省さんからお願いします。

○経済産業省（佐々木課長） ありがとうございます。経済産業省産業資金課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の資料2-3「ABLの普及促進の政策的意義について」、御説明を申し上げたいと思います。

2ページ、説明が重複する部分があるかと思ひますけれども、まず「ABLの意義」でございます。企業が有する在庫、売掛債権、機械設備等の事業収益資産を担保とする金融手法でございます。経済産業省としても、是非このABLの普及促進を進めていきたいということでございます。

そのときの政策的な観点で下にポツが2つございますけれども、1つが、これも既に御説明でもございましたが、不動産担保や個人保証への過度な依存から脱却をし、資金調達・融資手法を多様化してまいりたいということ。それから、金融機関による事業の継続的なモニタリングを通じて、企業の経営実態をしっかりと把握していただき、信用リスク管理を強化していただくという効果があるかと思ひます。

3ページ、もともとABLはどういうきっかけということでございますけれども、始めた当初は中小企業向けの貸出金が減少傾向にある中で、不動産もしくは個人保証に頼らない形での中小企業向けの融資というものをいかに厚くしていくのかというところで、ABLということに取り組んできたということでございます。

4ページ、他方で中小企業に限らず、やはりこのABLは産業金融全体で考えたときにも、非常に政策的にも重要ではないかと思ひます。

四角の中の1つ目のポツでございますけれども、企業が保有する資産のうち、在庫・売掛債権は約300兆円にも及ぶということでございます。左側の円グラフを御覧になっていただきますと、赤っぽい色でマークをしております在庫・売掛債権、これを合わせると約300兆円にも及ぶ規模感ということでございます。右側の貸出金の担保内訳を御覧になっていただきますと、これもその他担保ということ赤っぽい色のところは非常に少ない割合になっているということでございます。

その上で日米比較の議論がございました。5ページ目を御覧になっていただきますと、右側の棒グラフでございます。日本は1兆円にも届くか届かないかという規模感の中で、先ほどお示しいただいた数字と出典が異なるのか、若干数字ではございますけれども、アメリカは日本円にして約48兆円、50兆円近くということでございます。事実関係として大変な開きがあるということでございます。

そういう中で6ページ目でございます。経済産業省といたしましては、こういった流動資産を利用した資金調達を促進すべく、普及啓発を含めた環境整備に引き続き取り組んでまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、議論に移りましょうか。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

久保利先生、どうぞ。

○久保利専門委員 弁護士の久保利です。私は三十数年前まで倒産弁護士だったんですけれども、今のお話をきいて今昔の感というか、金融機関がそういうものを担保にとってもお金を貸したいという時代が来たのかなと。すなわち、前は在庫というのはバッタ屋がみんな買っていくんです。売掛債権は高利貸し、街金が白紙の全部譲渡通知をとって、ばらまく。機械設備等々はリース・クレジット会社が所有権留保で手のつけようがない。魚は大体インチキものでございまして、全部帳合取引で、サケなのかマスなのか、イカなのかタコなのか、とにかく魚の箱の中に入っているものが何百個と帳合だけで動いていくということで、いざ現場に行ってみると、それこそイカ、タコ、何とか全部詰め合わせみたいな感じで、この商品がいつどこからそこに来たのか全くまるでわからない。こういう状態の中で占有改定などはまことに信用できない話でございまして、弁護士としてもほとんど証明できないという状態でした。

それが今、真っ当な銀行さんや経産省がこういう要請をなさるとするのは、非常にまともな時代になってきた。是非これは達成させてあげたい。法務省からも大変懇切な御説明がございましたし、これが中小企業向けの貸付融資ということで本当に実効性が上げられるかどうかというのは、1つは法律の問題。特に対抗要件としての登記の優先性の問題は1つ大きいと思います。

もう一つは、動産ということになると、どうしても裁判所で執行官という問題がありました。最後に、弁護士にその執行の部分をやらせたらどうだという御提案がありましたけれども、今の執行官の方々は比較的高齢の方が多いです。そして、動きが鈍いです。日程がものすごく詰まっています。ということになると、いざエンフォースメントをする段階でまことにどうにもならないということが大変多いと思いますので、今の占有を押さえる仮処分の話もそうですが、リーガルの最後の出口をどうするかということとセットにしないと、単に対抗要件を強くするというだけで解決する問題かどうかは議論だと思いますが、少なくとも第一歩として、是非これは進めていただきたいと私は思っています。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

他にいかがですか。川本さん。

○川本専門委員 今の久保利先生のサポートという意味になるのですが、先日の世界銀行の事業環境レポートのヒアリングをやりましたけれども、そのときも日本の事業環境の中で、いいところと悪いところがあると。悪いところの中に残念ながら民事契約の執行については時間と手間がかかる点が、かなりランキングが低かったと思います。今、先生がおっしゃられたような点について、いろいろと制度だけではない面もあるかもしれませんが、都銀懇の御提案にあるような、ある意味で執行業務を民間の力を使えるところは使うというような対応は、刑務所も法務省さんはいろいろと民間の力を使われておられる成功例も

あるし、是非これを機会にやっていただければと思います。

○安念座長 他にいかがですか。どうぞ。

○森下委員 こういう形の資金を出してというのは、非常にいろいろなところで便利だと思います。今日は余りベンチャーの話は出ていませんでしたけれども、やはりベンチャーは個人保証があったりして、非常に個人に近いレベルでスタートしているケースが多いですし、それこそ会社名などもしょっちゅう変わるということもあるということもあるので、今も言われているように不動産と同じような形でできれば非常に便利なのではないかと思っています。

特に普通の形では、なかなか銀行さんはベンチャーに融資してもらえないので、こういう形が可能になれば、よりやりやすいのかなと思って聞いていたのですが、そういう意味では是非お願いしたいと思うのと、基本的には不動産に合わせるという発想が多分あるのだらうと思いますけれども、是非小さい会社も使いやすいような形の制度設計を考えていただければと思います。

○安念座長 他にいかがですか。どうぞ。

○翁委員 私もこの登記制度の改善は是非進めていただきたいと思っているんですが、1つ質問させていただきたいのですが、久保利先生もリファーされていましたが、執行官というのは今どういうような状況になっているのかということを経済省の方、どのくらいのメンバーがいて、エンフォースメントについて、どういう課題を感じておられるのか。このあたりを教えていただければと思います。

○安念座長 何か手持ちの資料はおありですか。

○法務省（中辻参事官） 法務省民事局参事官の中辻でございます。

現在の執行官の人数について、今は手持ちの資料がございませんので、必要であれば、後日御報告させていただきたいと思います。

執行官に代わりまして、認定を受けた弁護士さんがその手続に関与したらいいのではないかなという御提案をいただいておりますけれども、どういう形で認定を仕組むかとか、制度上の問題がありまして、この点につきましては慎重に検討させていただきたいと考えておるところです。

もう一つ、債務者の審尋の省略ということが仮処分のところでもございましたけれども、基本的には仮処分といえども債務者の立場がありますので、債務者使用を許さない占有移転禁止の仮処分とか、断行の仮処分については、債務者審尋は原則としてなされると、極めて例外的な場合に無審尋という状況になっております。

動産譲渡担保の執行に関して密行性に配慮すべき事情というのはいろいろな事情があるでしょうから、動産譲渡担保の執行だからということで、制度として原則と例外を入れ替えてしまうということについても、少し慎重な検討が必要なのではないかと考えている次第です。

○安念座長 どうぞ。

○久保利専門委員 それでは、お伺いしますけれども、執行官はどういう認定を受けて、執行官になっているのですか。

○法務省（中辻参事官） 今は公募とかで手を挙げていただいて、試験を受けて任命される方が多くなっていると認識しております。

○久保利専門委員 私の認識だと、元事務官や書記官の方々になるのであって、裁判官が執行官をやるという話は寡聞にして聞いたことがないのですが、弁護士は司法試験合格者です。一定の資格、何らかの絞りはもちろん必要だと思いますけれども、執行官の大幅増員は必須です。執行官の正確な数字はまたお調べいただきますが、もし、足りないとなれば、何らかのそういう別途の方策を考えずに執行官を、逆にどのように増やすおつもりがおありでしょうか。

○法務省（中辻参事官） 執行官の現状につきましては、正確に後日御報告できればと思いますけれども、地域によって非常に違いがありまして、特に地方とかでは執行の件数が減っていて、執行官がそれほど不足していないという状況にもあるところでして、その地域の実情を踏まえて考えていくことが必要ではないかと思えます。

○安念座長 どうぞ。

○法務省（野口商事課長） 法務省商事課の野口でございます。

1点、先ほど久保利先生から事務官がというお話がありました。もともとそれが多かったのですが、現在は公募制になりまして、金融機関のOBの方ですとか、債権回収の場で御活躍された方が事務官と一緒に試験を受けて、その試験に合格した方がなっております。だからどうということではないのですが、事務官だけという誤解がもしあったらと思えましたものですから、付け加えさせていただきました。失礼しました。

○久保利専門委員 ありがとうございます。では、是非その出身別みたいなものも含めて出していただけるとありがたい。私はすごくこの動産執行は昔から苦勞に苦勞を重ねて、裁判官の問題でもない、原告被告代理人の問題でもない、結局最後の執行の場面で逃げられてしまったと、行くまでに1週間かかってしまったと。その間に物がなくなってしまったと、こういうようなケースが多かったものでございますから、あえて今、申し上げます。久保利さんが昔やっていたころとは、今はまるで様変わりです。違いますが、もし、大変安心な話でございますので、どうぞお調べください。

○安念座長 どうぞ。

○法務省（野口商事課長） 私が余計なことを申し上げたかもしれませんが、執行官制度は裁判所所管でありまして、もちろん確認してまいりますけれども、その点をお含みおきいただければと思えます。

○安念座長 ごもつともです。他はいかがですか。

都銀懇さんのおっしゃるのは、制度を使う側からすれば、まことにごもつともですが、今、法務省さんから御返答があつて、それは霞ヶ関的な文学になっているわけですが、無理だよというお返事だったわけです。これはわからなくはなくて、この御提案の主要部分

を取り込むと、恐らく根本から作り直すことに多分なる。実体法も含めてね。一つ一つ手をつけるのか、それとも全部やらないと意味がないのか。どうですかね。

私は後者の可能性も十分あると思います。一つ一つ、アイテム・バイ・アイテムでやっていっても意味がないのではないかと。全部パッケージでやってくれよということなのか。それとも、とにかくここは1点とにかく突破しなければならないというのか。その点についてはどのような感じをお持ちですか。

○都銀懇話会 ありがとうございます。必ずしもそういったことの認識をすり合わせしたわけではないのですが、全てやろうと思ったら抜本的な見直しが必要になるということだと思いますし、時間もかかります。それと同時に並行でできるものを先に手をつけるというようなこともやっていただければ、大変ありがたいと思っていまして、例えばそれは素人的に言えばということですが、特定方法の問題などを柔軟にするということが、本当に抜本的な改革が必要なことなのか、考え方が違って来るから難しいのかもしれないけれども、何かできるものはあるのではないかと思うんです。

オンライン申請制度の別送方式にしても、法の考え方はあるかもしれませんが、手続の話なのではないかと思います。個人を対象にすることが、商業登記簿謄本がない中で非常にハードルが高いことは理解するのですけれども、一個一個、個別に見ていけば、できるものもあるのではないかと思います。我々も全て一遍にやってくれと思っているわけでもございませんし、非常に本音で言えば、こういった場に出てきて、そういうことを言うのも恐縮ですけれども、これができれば、すなわちABLが爆発的に増えるということでもないと思っています。

ただ、我々もABLを取り組んでいく上で、一個一個課題を解決したいと思っていますので、ここで申し上げた中で、少しでも実現できれば、それは我々にとっても非常にいい話なので、是非できるところから御検討いただければと思います。

○安念座長 どうですか。

○法務省（野口商事課長）法務省の野口でございます。

まず、債権の種類の点についてコメントをさせていただきます。やや誤解があるのかもしれませんが、債権の種類コードのメニューは14種類ありまして、15種類目は「その他の債権」です。この「その他の債権」はコンピュータの文字数制限さえクリアしていただければ、どんなことを書いていただいても構わないので、こういう債権ですと書いていただければ、登記することが可能です。もちろん、公序良俗に反するような内容を書かれますと登記官は却下いたしますけれども、そうでなく、この世に存在する債権であれば登記することは可能ですので、14種類のどれかにしなければ登記ができないということではないということをお理解いただけたらと思います。

もう一つ、先ほどの動産の種類の話です。これにつきましても、私どもも登記の現場に確認してまいったのですが、「魚介類」であっても場所などによって特定していただければ、「魚介類」で駄目ということは恐らくないと思います。私どもは「動産譲渡登記制度



の御案内」というパンフレットを作っておきまして、最初は2個しかなかった記載例を、いろいろ御指摘いただきまして、12個に増やしたところです。この中にも「日用品・雑貨」という種類の記載例があり、保管場所は〇〇倉庫にあるものだと書いていただければ、登記は可能です。

また、動産譲渡登記にも種類は日用雑貨と書いて、備考欄に場所のことを書くわけですが、先ほどの出生魚の場合も、種類は「ハマチ」と書いてあるけれども、備考欄にこれは大きくなったらブリになると書いていただくこともできるかと思えます。要するに、これは登記官が分かるかどうかという問題だけでなく、登記の記載を見た他の人からも動産の特定ができていないか、区別できているかということが分かることが必要で、逆にせっかく登記できても、将来裁判になって不特定だと言われてしまえば意味がないわけですので、そういうことで備考欄を使っておきいただくということがいいかと思えます。

理屈の仕組みの上から不動産登記のようにできないかというのは、これはもうできないわけですが、オンラインのところについてはいろいろ工夫して、とりわけ1か所しかないものですから、遠方からのという御指摘がありまして、何かできないかを考えて、これは関係法令の改正も含めて、これを機に検討していきたいと思っております。

○安念座長 どうぞ。

○都銀懇話会 三井住友銀行の斉藤と申します。実際にアセットファイナンス営業部という部署でABLの実務を担当しております。

債権と動産の特定の話をしていただきたいのですが、私どもの資料には15種類と書いてありますが、14種類プラスその他ですね。ただ、現実には、債権の種類がなかなか難しいものもあります。実際に私どもでやったものでは、例えば、リース料債権でも、実際にそこにメンテナンスのような役務が付着しているものとか、一概になかなか分類が難しいものもあり、難しいものについては全部「その他」にして備考欄に記載すればいいかという、必ずしもそうでもないとも思われます。そもそも分類をする必要があるのかどうか、備考欄に書けばいいのであればもともと分類は必要ないのではないか、ということも考えられるかと思えます。

これも考え次第ですが、通知や承諾については、もともと民法で定められている中で、そこまでの細かい特定は要求されていないにもかかわらず、特例法だけがどうも厳しく決まっているところがあるのではないかというのが実務的に感じておるところでございます。

動産のほうも同様でございます。実際に魚介類だと登記が受けられる、受けられないというのは、これも実は聞いてみないとわからないのです。その窓口の方に確認してみないとわからないところがあります。実際に私どもは東京におりますので、いざとなれば確認のしようもありますし、よく登記をお願いしている司法書士もいますので、その人に頼んで聞いてもらうというやり方もとれますけれども、それが難しい方々からすると使いにくい点があるのではないかと考えております。

以上です。

○安念座長 わかりました。どうぞ。

○松村委員 済みません。私は霞ヶ関文学に疎いものですから。先ほどの御説明でこれは霞ヶ関言葉では無理だよと言ったと、私は理解していなかったものですから、確認させてください。

執行に関して慎重に検討するという事は、かなり難しいとおっしゃったというのは聞き取れたのですが、2番目の分類の登記の優先ということについては、最初の説明のところで問題がありますということは一応伺ったのですけれども、今回の御提案は限定的な状況でのということなので、これに関して霞ヶ関言葉で、絶対だめとは聞いていません。

1番目の要望のものに関しては特に言われなかったもので、私は前向きに検討して、具体的にこのようなものに関しては、できるように検討しますと言っていたのかと思っていたのですが、その理解は正しくないようです。しかし15番目のその他に関しては、具体的にこういうことをしたいという例が出ているので、これができるかどうかとが重要なことだと思います。今の段階で、絶対に無理というようなものがあれば、なぜだめなのかということ、霞ヶ関言葉に不慣れな人間にもわかるように教えていただけますか。

○安念座長 いかがですか。

○法務省（野口商事課長） 冒頭に御説明したとおり、不動産登記制度と同じようにすることはできません。言い方を変えれば、動産をみんな登録すればできるのですが、そうでない限り、変更登記や更正登記や順位登記は、ほぼ不可能です。付記登記は恐らくしなくても随伴性で移転しますので、恐らく付記登記は要らないはずだろうと思っております。

次に、十何種類のほうにつきましては、最初に制度をつくる時に金融機関の方々に債権のメニューがあったほうがいいですかとお尋ねして、どんなメニューをつくりましょうかということのやり取りを経て、メニューをつくったのです。もっとも、メニューだけでは全部カバーできないはずだからということで、「その他」のメニューもあるという仕組みです。メニューのどれかに合わせようと考えるとなかなか難しい面もあるかもしれませんが、それはメニューがある結果なのだろうと思います。メニューを全くなしにしようとして、今まではメニューを選べばよかった人たちが自分で全部考えなければいけなくなってしまうという点をどうするかという問題が起こってくるのだと思います。

動産譲渡登記については、特定さえしていただければいいのですが、言ったとおりに登記してくれとなると難しいかなと思います。

登記制度の改善について順番に申し上げると、そういうことになります。オンラインのところについては、逆に私のほうから申し上げました。

○安念座長 どうぞ。

○稲田大臣 私もこの法律自体を勉強していないのであれですけれども、例えば社名が変更されたりとか、保管場所が移ったりしたときにもう一回やって、また順位が変わってしまうとなると本当に使えないと思うんです。これはなぜそこができないのか。根本的にどこがおかしいというか、そういう法律改正ができないのかというところが1点。

もう一つは、個人事業主ではなぜだめなのかという点をもう少し教えていただきたい。

○法務省（野口商事課長） まず1つ目の点は私から申し上げます。保管場所が変わったということについては、変更登記と申しますと不動産登記であれば、この登記を見れば、他に対抗要件というのはいないものですから履歴が全部わかります。ですけれども、動産譲渡登記の場合には、登記以外の対抗要件として民法上の引渡しもあるものですから、同じ動産について一旦こういう登記をしました。その次に別人が民法上の対抗要件を備えました。そして、今度は登記に記載した保管場所が変更したというケースについて、この変更を登記簿に書くことにして最初に登記したときに対抗要件があるとしてしまうと、民法の対抗要件を備えた人をひっくり返してしまうことになるものですから、これはなかなか難しいです。

○稲田大臣 社名が変わっただけは。

○法務省（野口商事課長） 私は変更登記で言いましたが、社名が変わったのは法人登記簿の変更登記で反映しますので、それは駄目ではなくて、今でもそれは対応はできているということになろうかと思えます。譲渡人のほうはですけれども。

ただ、一工夫を申し上げたいのは、私が工夫をするのかどうかということもあるのですが、動産譲渡登記はそのときに譲渡がされましたという登記をします。そして、備考欄に同じ動産の保管場所を変えて登記をしましたということを備考欄に記載する工夫もあるかと思えます。

○安念座長 新規にですか。

○法務省（野口商事課長） 新規にです。ですが、備考欄に前の登記とこれは同じものなんですと書くことによって直ちに先ほどの真ん中にあるものには、論理自体は勝てないのですけれども、この結びつきを立証することによって、この動産についての対抗要件は最初の登記の時点にあったんだという対応の仕方もあり得るのではないかと思います。現にそういう工夫をされて、備考欄を御利用になっている方もいらっしゃると思います。

ちなみに、不動産登記の場合にも債権額を多くしたいというような変更の登記は、後順位者の承諾が要りますので、そういう変更はもともと不動産登記でもできてはいないということでもあります。

○安念座長 どうぞ。

○都銀懇話会 三井住友銀行の長谷川と申します。

法務省さんをお願いというか、今のお話をお聞きしていると大体こういう感じなんだろうなというのは伺えたのですけれども、それでもなお、先ほど不動産抵当権と同じように順位をつけるのは難しいとの御説明でした。これは動産譲渡担保というものを、譲渡の構成とするのか、担保的な構成をするのかということによって法律的には違って来る、すなわち譲渡であれば順位は付けられない、ということなのかと思いますけれども、今の御説明をお聞きしていても、順位をつけることができないというのは、これだけ、実態として担保として利用されていることが多いことからすると、余り合理的ではないのかなというのが1

点ございます。

この御提案を申し上げた中で、最も実体法を大きく変えるというのは、倒産手続が開始されたときに登記を優先させるということで、これというのは既存の権利関係の順番を変えるということになりますので、大きな変更ということだとは思いますが、先ほど久保利先生から御指摘がありましたように、法的整理が開始されて、登記をせっかくしていたのに占有改定に負けるということになります。占有改定というのは御案内のとおり、契約があればいいということになりますので、要は偽造の契約であっても、この契約が相当以前からありましたということを通謀されてしまうと、せっかく動産登記を具備していても負けてしまうということになります。それが確保されないと、お金を貸すほうからすると、しっかりした担保として安心してとることができないということになりますので、この点は理論上は非常に難しいというのはわかるのですが、実現余地などをお考えいただけないかということをお聞かせいただければと思っております。

○安念座長 どうぞ。

○法務省（中辻参事官） 私のほうから、先ほどの大臣の2点目の御質問に対してお答えします。個人事業者が動産譲渡登記の対象となっていない理由ですけれども、これはそもそもこの制度が導入された当時、その目的として企業、法人が保有する動産を活用した資金調達の円滑化を図ることが目的であったということが挙げられます。

もう一つ、動産譲渡登記の対象に個人がする動産譲渡というのを含めると、個人事業者が資金調達をする場合に、その事業に要している資産の範囲の動産だけではなく、個人事業者が生活に使っている必要な動産まで譲渡担保に供されるように、債権者のほうから強要されてしまう事態が懸念されるという問題点がございまして、個人は入れられていないというところです。

もう一つ、三井住友さんのほうから御指摘のあった件ですけれども、この問題につきましては、登記優先ルールを入れられないかということですが、いかがいたしましょうか。資料を三すくみの問題ということで用意させていただきましたが、それについて御説明したほうがよろしいでしょうか。

○安念座長 それはいいです。これはある種の百年戦争というか神学論争みたいなところがあって、恐らく法務省さんとしてはさんざっぱら議論したんだから、今さら蒸し返すことはやめてくれというのが正直なところでしょう。

一方、都銀懇さんは全部についてやってくれと言っているわけではないと。倒産手続や会社更生や民事再生が始まって、その後の占有改定、その次に登記というときにだけ登記を勝たせてくれと、こうおっしゃるわけですね。

私は、そうおっしゃるのにはある種の合理性はあると思うけれども、それは全部についてルールを変えてくれというのと余り変わらない。本当にクルーシャルなのは、まさにそういう局面だから。アカデミックにはおもしろいと思うんですけれども。

○法務省（中辻参事官） 座長が御指摘のとおり、どうしても登記優先ルールを採用しま

すと、対抗要件制度との整合性がとれないという大きな問題があります。場面を限定したらいいのではないか、法的整理の開始申立てがあった後については登記優先ルールという御提案も今回ございましたけれども、登記優先ルールを採用すると、逆に危ない会社があった場合には、占有改定があるのに通謀して登記をとってしまおうと、そういう危険が生ずる可能性もありますので、場面を限定しただけで登記優先ルールを採用するというのも少し難しいのかなと考えております。

○安念座長 虚偽のというか、不実の占有改定が先行しているかもしれないというのは、動産の対抗要件については全て言えることであって、別に登記だからどうということではない。その場合は要するにこういうことでしょうか。まず、ここはエマージェンシーの話だから、今までの平時の話と切り替えてくれというのが1点。もう一つは、登記という、せっかく面倒くさいことをやっているんだから相応の褒美をもらってもいいだろうと。要するにファイナンスするわけですね。銀行側からすれば、エマージェンシーのときにファイナンスをするんだから、それに優先権を認めてくれたっていいでしょうという、おっしゃることはそういうことではないですか。

○都銀懇話会 おっしゃるとおりです。

○安念座長 ですよ。それはそれでもっともなんです。

さて、困ったな。大臣、どうしましょう。

○稲田大臣 ただ、せっかくの制度が1%以下というのは、制度としての体をなしていないように思うので、できるものはやはり。

○安念座長 そうですね。大問題は問題で私は検討していくべきだと思うんです。民事実体法からさかのぼるような議論を当然していかなければいけない。直ちに制度改正に結びつかないとしても、それをやっていくべきでしょう。他方で、技術的な問題がある。例えば債権特定の問題。簡便にできるようにしようとか、さらには登記するのが大変だというのならば、こんなことができるかどうかはわからないけれども、例えばの話ですが、納品書の書式をそのまま登記に流用できるといったようなことをすれば、面倒くさいことはない。

要は、何でも一つのものを使い回せるというのが一番いいことであって、そんな書式が実際にビジネス界から生まれてくれば、結構いいのではないかと漠然と思っただけですけども、そのためには書式をある程度簡便化して統一化することが必要になります。ただ、この世界は登記官の現場に行けば行くほど、不動産登記の頭があるから、初めからかちんかちんに明確にしておきたいという、どうしてもそういうところが出るのではないかと思います。動産・債権の譲渡の世界では課長がおっしゃったように、そもそも動産がないと。あるいは債権がないということも十分ある。だから、それを覚悟の上で使うということになっているんだから、少々漠としたもののリスクは当事者が取ればいいのだと思います。そういう発想でやったらどうかなと。

○都銀懇話会 私もまさにそう思います。本当にもともと特定し切ろうと思っても無理な

話なので、債権者と債務者の当事者間で合意ができて、この辺でということ、それぞれがリスクを取り合ってやればいいかなと思います。

○安念座長 とにかく実行可能なところからやっていきましょう。

他によろしゅうございますか。皆様、どうもありがとうございました。

(法務省、経済産業省、都銀懇話会退室)

○安念座長 さて、時間が過ぎてしましまして、申しわけありませんでした。

それでは、事務局から御連絡をいただきましょうか。

○大川次長 次回の創業・IT等ワーキング・グループの日程は、また追って事務局から御案内を差し上げますので、よろしくお願いたします。

○安念座長 今日は皆様、どうもありがとうございました。大臣もお忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございました。